
(随想)

日本を世界に誇れる一流の国に！

センター会長 杉浦 正康

明けましておめでとうございます。本年もよろしく願い申し上げます。

今年はどうも世の中が一段と騒々しくなりそうな予感がしますが皆様方はいかがお感じでしょうか？

日本が最も影響を受けそうなのは何と言っても「米中摩擦」だろうと思いますが、これはアメリカがかつて世界一の覇権国として君臨していた地位が中国の台頭で揺るがされていると感じたために、「アメリカファースト」を国是としているトランプ大統領がなりふり構わず同盟国に対しても厳しい態度をとらざるを得なくなっていることから起こっている現象と言えるでしょう。

それ以外にも北方領土問題を抱えるロシアや北朝鮮・韓国・香港・台湾などの日本周辺諸国の動向もいろいろな対応を迫られてきそうです。

さらにEUからの脱退をめざしている英国の動向や中東をめぐるイスラエルの態度なども世界を不安定にする大きな要因になっています。

ところで肝心の我が日本の問題ですが、近隣の中国や韓国——とりわけ韓国との間に陰悪なムードを漂わせているのは非常に憂慮すべき問題です。筆者の見解では長期にわたる安倍政権の産物の一つであると考えているのですが、かつての戦争中に私たちの年代以上の国民の間にあった旧日本の植民地国民に対する蔑視の思想を引き継いでいる考え方の所

産です。これは早期に克服して良好な近隣友好の関係を構築すればよいのです。

我が国の内部に目を向けてみましょう。最近時折耳にしたり眼にすることですが、比較的若者の中から「一体日本はこのままで良いのだろうか？ どうも『日本沈没』の懸念がありはしないか？」という観方です。筆者自身もそのような懸念を持っています。スポーツにおける若者達の世界を舞台にした素晴らしい活躍ぶりに対して学術や文化面での活躍ぶりはどう鼻屑目に見ても世界的に優れているとは思えませんし、いささか将来に不安を感じさせられるような水準であるとはしか評価できないことです。

昨年末に吉野彰さんがノーベル賞を授与され大いに祝福しましたが、ここ数年授与された先生方が声をそろえて現状の若者達の学術水準について懸念を口にされ、このままでは日本人の授与者が出なくなってしまうのではないかと憂慮していることについて真剣に考えなくてはならないのではないかと声を大にせざるを得ません。

日本全体のバランスのとれた発展を願い願う立場からみますと、やはり日本の政治が世界に冠たる一流と言えるものにならないければ日本の明るい未来は望むべくもないと言わざるを得ません。「桜を見る会」で暴露されたような恣意的な政治を許しているのは国民の責任でもあることを私たち全員が自覚し次の行動に移るべき時でしょう。

確定申告について

葵総合税理士法人 税務会計部 大山 慎史

I 確定申告が必要になる方

- 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- 給与のほかに副収入があり、それらの所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計が20万円を超える方
- 給与を2カ所以上から受けており、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計が20万円を超える方
- 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている方
- 災害免除法によって源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- 在日の外国公館に勤務する方、家事使用人などで給与の支払を受ける際に源泉徴収されていない方
- 公的年金等（国民年金、厚生年金等の老齢年金、退職年金、小規模企業共済法に基づく分割共済金など）に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方（その年分の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。）
- 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていないものがある方
- 各種の所得金額の合計額（譲渡所得、山林所得を含む。）から、所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から、配当所得控除額を差し引いた結果、残額がある方

II 申告手続きの流れ

1. 確定申告に必要な書類を用意する

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票
- 私的年金等を受けている場合には支払調書
- 医療費の明細書、領収書
- 社会保険料の控除証明書
- マイナンバーカード など

2. 申告書や付表、計算書等を準備する

- 確定申告書は、大きく分けて「A」「B」の2種類存在します。
- ①申告書「A」は申告する所得が給与所得、雑所得、総合課税の配当所得、一時所得のみで、予定納税のない方が使用します。具体的にはサラリーマンやOL、公的年金や個人年金を受給している方などが使用します。
- ②申告書「B」は所得の種類に関わらず、どなたでも使用できます。具体的には、青色申告者、自営業者、家賃収入がある方、退職所得がある方などが使用します。
- 申告内容に応じて必要な付表、計算書を用意します。

3.申告書の作成

- ①収入金額、所得金額の計算をする。
- ②所得から差し引かれる所得控除額を計算する。
- ③課税される所得金額を計算する。(①－②)
- ④課税される所得金額(③)に対する税額を計算する。
- ⑤所得税額から税額控除等を差し引く。

4.申告書の提出

●確定申告書の提出期限

令和2年2月17日(月)から令和2年3月16日(月)まで

●確定申告書の提出先

納税地の所轄税務署

5.納付

●納付手続は様々な方法がありますが、主な納付方法は以下の2点です。

①金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する。

金融機関又は税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付します。納付期間は令和2年2月17日(月)から令和2年3月16日(月)までになります。

②振替納税を利用する。

申告期限までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納税地の所轄税務署か、金融機関に提出する必要があります。

また、振替納税を利用する場合、振替日は令和2年4月21日(火)となります。

6.還付について

●源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎである場合は、確定申告(還付申告)をすれば税金が還付されます。還付金がある場合は、1ヶ月から1ヶ月半ほどで指定口座に振り込まれます。

Ⅲ令和元年分の変更点(抜粋)

1.ふるさと納税制度の見直し

●ふるさと納税制度の対象となる都道府県・市区町村を、総務大臣が一定の基準に基づいて指定する「ふるさと納税指定制度」が創設されました。2019年6月以降、総務大臣の指定を受けていない都道府県・市区町村への寄付は、寄附金税額控除の特例控除額及びふるさと納税ワンストップ特例制度は適用されません。不指定とされたのは、大阪府泉佐野市、静岡県小山町、和歌山県高野町、佐賀県みやき町の4団体であり、必要な申出書の提出をしなかった東京都についても、指定が行われていません。

2.空き家に係る譲渡所得の特別控除の拡充

●2019年4月1日以降に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡については、老人ホーム等への入所で空き家になっていた場合でも、3,000万円の特別控除が受けられるようになりました。被相続人が老人ホーム等に入居し、そこで死亡した場合、その家屋は相続の開始直前において被相続人の居住の用に供されていないとして、空き家に係る3,000万円控除の特例の適用はないとされていたものが改められました。

出典：「令和元年分 確定申告特集(準備編)」(国税庁)

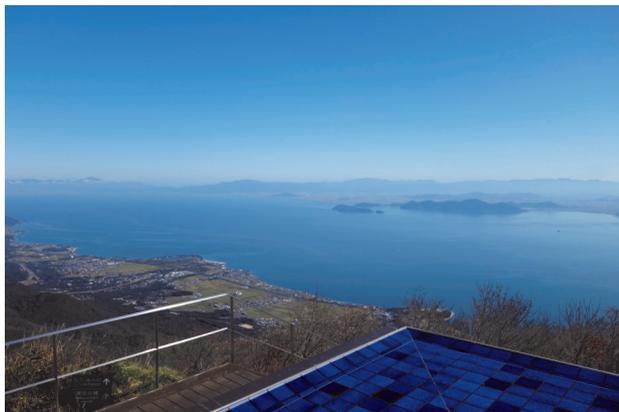
「いちばんわかりやすい確定申告の書き方 令和2年3月16日締切分」(ダイヤモンド社)

秋の康友会行事

びわ湖テラスへの旅『絶景と近江牛付御膳』

去る、令和元年11月6日（水）に秋の康友会行事、びわ湖テラスへの旅「テラスからの絶景と近江牛付こだわり御膳」を催しました。当日は大変良い天気にも恵まれ、絶好の行楽日和となりました。8時15分に葵総合経営センター前を出発。渋滞もなく「びわ湖テラス」の麓に到着。ロープウェイに乗り約5分で山頂駅に到着しました。テラスは爽やかな水盤と伸びやかなウッドデッキが広がっていて、標高1,100mからの広大な湖を一望でき、ソファやチェアでくつろぎ、ゆっくりと散策しながら心ゆくまでご堪能いただきました。

昼食は、宇野宗佑元総理大臣の生家であり、造り酒屋である古民家を活かした建物の「近江牛 咲蔵」にて、近江牛のせいろ蒸し、ステーキ、手作りコロッケなどをそろえたこだわり御膳をご賞味頂きました。康友会を通じて他企業の方々と歓談しながら交流を深めていただくことで更に有意義な時間をお過ごしいただけたのではないのでしょうか。



食事の後は、バスで移動し、「ラコリーナ近江八幡」へ訪れ、和菓子店「たねや」と洋菓子店「クラブハリエ」にて買い物をお楽しみいただきました。最後に「信楽澤善幸せ創造館」を訪れ、登り窯の説明を受け、こちらでもお買い物をお楽しみいただきました。

皆様方のご協力のもと、無事に旅を終えることができましたこと、感謝申し上げます。今後とも、当センターをご愛顧いただき、各行事へのご参加をスタッフ一同心よりお待ちしております。

（文責：近藤 陽介）



康友会ゴルフ同好会

第276回 例会成績

令和元年11月19日(火)

瑞陵ゴルフ倶楽部

他参加者 足立 文夫、足立 和洋
杉浦 康晴、古田 益三
(順不同・敬称略)

順位	氏名
優勝	日置 亨
準優勝	荒井 栄児
3位	杉浦 将人

<次回開催>

令和2年1月21日(火)
緑ヶ丘カンツリークラブ



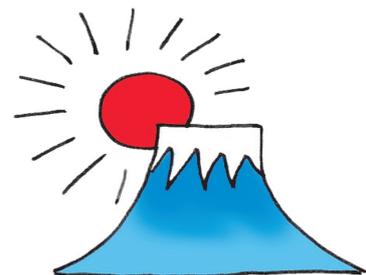
1月、2月の税務・労務

1月の税務・労務

- 6日◇個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告開始(3月31日迄)
◇官庁御用始め
- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 20日◇納期の特例を受けた源泉所得税(7月～12月分)の納付
- 31日◇令和元年11月決算法人の確定申告、5月決算法人の中間申告、2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
◇令和元年11月決算法人の事業所税申告及び納付
◇労働保険料第3期分の納付(労働保険事務組合委託の場合、2月14日)
◇源泉徴収票の交付及び提出
◇法定調書の提出
◇給与支払報告書の提出
◇償却資産申告書の提出
◇個人住民税第4期分の納付

2月の税務・労務

- 3日◇贈与税の確定申告開始(3月16日迄)
- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 17日◇所得税の確定申告開始(3月16日迄)
- 3月2日◇令和元年12月決算法人の確定申告、6月決算法人の中間申告、3月・6月・9月・決算法人の消費税中間申告(400万円超)
◇令和元年12月決算法人の事業所税申告及び納付
◇固定資産税及び都市計画税第4期分の納付





ご案内

● 康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和 2年 1月 20日 (月)
 令和 2年 2月 12日 (水)
 令和 2年 3月 19日 (木)
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和 2年 1月 20日 (月)

今回もリレーマラソン
参加しました！



昨年(2020年)の11月3日(日) 大府市あいち健康の森公園にて、株式会社ティーエーシー様主催さわやか健康リレーマラソンに参加しました。

当日は11月とは思えない陽気で、日頃使っていない筋肉を動かし、思う存分いい汗をかきました。日頃身体を動かしている私も、翌日筋肉痛となり不可解だったのですが、どうも準備運動のダンスが原因だったようです。かなりハードでしたが大人数でのダンスは楽しかった。

昨年マラソン中に足を怪我しその後の仕事に支障をきたしたMさんも参加、無事に走り切り昨年のうっ憤を晴らせたようでよかったです。

早川 毅

◎ 休日のお知らせ

1 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

★ 税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
 税 理 士 杉浦 正康
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 特定社会保険労務士 都築 玲香

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで

 **編集 葵総合経営センター・康友会ニュース**

『広報委員会』

早川 毅 中島和人 小林浩子 加藤紀男
 都築玲香 山田真義 木全美帆

新年明けましておめでとうございます。

本年の干支は庚子(かのえね)だそうです。長年、十二支のことを干支だと思っていましたが、両者には厳密には違いがあるとのこと。干支は60も種類がある、初めて知りました。まずは十二支をすらすら言えるようになりたいです。「子丑寅卯・・・」

本年もどうぞよろしく願いいたします。

山田真義